

参考（改正後全文）
老発第0529001号
平成18年5月29日

最 終 改 正
老 発 0401 第 18 号
令 和 7 年 4 月 1 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について

標記の交付金の実施については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 目的

本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 市町村交付金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等市町村事業整備計画

（1）防災・減災等市町村事業整備計画の作成

市町村は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等市町村事業整備計画」を作成することができる。

「防災・減災等市町村事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

ア 防災・減災等市町村事業整備計画の名称

イ 防災・減災等市町村事業の目標

ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所

エ 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（2）防災・減災等市町村事業整備計画作成に当たっての留意点

防災・減災等市町村事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

（3）防災・減災等市町村事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等市町村事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付（防災・減災等市町村事業整備計画に係る分）

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業
- ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- エ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業
- オ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに防災・減災等市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 都道府県交付金（都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等都道府県事業整備計画

（1）防災・減災等都道府県事業整備計画の作成

都道府県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等都道府県事業整備計画」を作成することができる。

「防災・減災等事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 防災・減災等都道府県事業整備計画の名称
- イ 防災・減災等都道府県事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（2）防災・減災等都道府県事業整備計画作成に当たっての留意点

防災・減災等都道府県事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、地方厚生（支）局にその写しを送付するものとする。

(3) 防災・減災等都道府県事業整備計画の提出期限及び提出先

都道府県は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等都道府県事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付（防災・減災等都道府県事業整備計画に係る分）

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 利用者等の安全性確保等の観点から社会福祉連携推進法人等による老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業
- ウ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- エ 高齢者施設等の水害対策強化事業
- オ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- カ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業
- キ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、都道府県ごとに防災・減災等都道府県事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費
				国	都道府県又は市町村（事業主体）	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							
スプリンクラー設備（広域型施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	都道府県	10/10	-	-	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2、6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-	
（広域型施設等） ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設							
スプリンクラー設備（地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	市町村	10/10	-	-	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
（地域密着型施設等） ア 小規模ケアハウス ウ 都市型軽費老人ホーム エ 小規模有料老人ホーム オ 小規模多機能型居宅介護事業所 カ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 キ 生活支援ハウス等（※1） ※1 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。							
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業							
（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設） ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模ケアハウス	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等） ・小規模養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設							
			7,730千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	市町村	10/10	-	-
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業							
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	

高齢者施設等の水害対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の給水設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 （利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（特A型・A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 （利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	施設数	都道府県	10/10	-	-
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-

※小規模とは定員29名以下のことをいう。